

公益社団法人 日本ホッケー協会
日本ホッケー協会賞運用細則
(令和7年7月15日施行)

第1章 総則

第1条（総則）

本細則は、公益社団法人日本ホッケー協会（以下「本協会」という）定款施行細則第27条に定める「日本ホッケー協会賞」（以下「本賞」という）の運用に関する事項を定める。

第2条（目的）

本賞は、本協会最高位の表彰として、永年にわたりホッケーの普及・振興に多大な貢献をされた者に対し、「殿堂入り」として後世にその功績を伝えることにより最大の敬意と謝意を表することを目的とする。

第2章 対象者の要件

第3条（対象者の資格）

- 1 本賞の対象者は、次の各号をすべて満たす者とする。
 - (1) 年齢が65歳以上であること
 - (2) 本協会、地域協会、関連6団体の現役役員ではないこと
 - (3) 本協会の正会員ではないこと
 - (4) 以下のいずれかの実績を有すること
 - ア) シニア代表チームの監督、ヘッドコーチ、主将経験者
 - イ) オリンピック出場者（選手、競技役員、スタッフを含む）
 - ウ) 本協会主催全国大会で複数回優勝したチームの監督
 - エ) 日本リーグ、全日本選手権のテクニカルデリゲート経験者
 - オ) FIH/AHF 理事、監事経験者
 - カ) 本協会理事、監事、事務局長経験者
 - キ) 上記に匹敵する実績を有し、特に表彰に値するもの
- 2 本賞は原則として存命中の者を対象とする。ただし、理事会が特別の事情により承認した場合はこの限りでない。

第3章 推薦手続

第4条（推薦受付）

- 1 本協会の正会員および役員は、本協会に対し、表彰候補者を各1名推薦できるものとする。
- 2 推薦受付期間は原則として毎年8月1日から9月15日までとする。
- 3 推薦書には次の事項を記載し、所定様式（様式第1号）により表彰事務局へ提出する。
 - （1）被推薦者の氏名
 - （2）推薦理由（功績概要・貢献内容）
 - （3）推薦者の氏名・役職・連絡先

第4章 選考および決定

第5条（予備審査）

- 1 本協会は表彰候補者選定のため「表彰事務局」を設置する。
- 2 表彰事務局は提出された推薦書を精査し、被推薦者の中から表彰候補者として適当と認めた者を選定する。
- 3 表彰事務局の構成は次のとおりとする。
 - （1）専務理事
 - （2）戦略統括本部長
 - （3）戦略統括副本部長
 - （4）経営企画部長
 - （5）事務局長

第6条（選考委員会）

- 1 本協会は候補者の妥当性を審査するため「表彰選考委員会」を設置する。
- 2 表彰選考委員会は、候補者の業績・貢献度・表彰趣旨との適合性を総合的に考慮し、理事会に対し、表彰候補者として推薦すべき者を決定する。
- 3 表彰選考委員会の構成は次のとおりとする。
 - （1）本協会会長
 - （2）本協会副会長
 - （3）地域協会代表（3名程度）
 - （4）関連団体代表（2名程度）
 - （5）本協会正会員から選出された委員若干名

4 表彰選考委員およびその任期は本協会理事会の議決により決定する。

第7条（決定）

本協会理事会は、表彰選考委員会から表彰候補者の推薦を受け、本賞受賞者を決定する。

第5章 表彰および広報

第8条（表彰式等）

- 1 表彰式は原則として翌年2月に開催される地域協会連絡会において執り行う。
- 2 受賞者決定後、速やかに本協会ホームページおよび公式 SNS にて公表し、年次イヤーブック等に略歴および受賞理由を掲載する。

第6章 その他

第9条（改廃）

本細則の改正または廃止は、本協会理事会の議決によるものとする。

第10条（施行日）

本細則は令和7年7月15日より施行する。

附則

様式第1号：日本ホッケー協会賞推薦書（別紙）

※様式には以下の記入項目を含むこと：

- ・被推薦者の氏名
- ・推薦理由（功績概要・貢献内容）
- ・推薦者氏名・役職・連絡先・推薦年月日